

# 宮城県公報

発 行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

### 目 次

#### 告 示

ページ

○県税に関する申告等の期限の指定	(税 務 課)	一
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出	(同)	二
○土地区画整理組合の理事についての届出	(都市計画課)	三
○宮城県美術館特別展「フェルメールからのラブレター展」に係る 観覧料の徴収事務の委託(二件)	(教育庁生涯学習課)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(東部地方振興事務所)	四
公 告		
○平成二十二年個人情報保護条例の運用状況	(県政情報公開室)	五
○平成二十二年情報公開条例の施行状況	(同)	六
○平成二十三年度自衛官候補生の募集	(市町村課)	八
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(施設整備課)	八
人事委員会		
○人事委員会規則十一・二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職 員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則		一〇
正 誤		
○宮城県公報第二二八〇号中		一〇

### 告 示

○宮城県公報平成二十三年号外第五三号中

一〇

○宮城県告示第五百八十六号  
平成二十三年宮城県告示第二百四十一号(県税に関する申告等の期限の延長)において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が平成二十三年三月三十一日から同年九月二十九日までの間に到来するもの(岩手県、宮城県及び福島県の地域のうち次に掲げる地域のいずれかに住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式譲渡所得割、法人の事業税並びに個人の事業税に係るもの(個人の事業税にあつては、申告に限る。))に限る。))について、同月三十日とする。

平成二十三年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県 名	地 域
岩手県	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雲石町、岩手郡葛巻町、岩手郡若手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九戸郡九戸村、九戸郡洋野町及び二戸郡一戸町
宮城県	仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町及び遠田郡美里町
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町及び相

馬郡新地町

○宮城県告示第五百八十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十三年七月二十一日次の者を指定した。

平成二十三年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
藤原 大	リハビリテーション科	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六・五
雪田 昌克	眼 科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四
村岡 正朗	外 科	医療法人華月会村岡外科クリニック	気仙沼市仲町一丁目一・三十一
目黒 泰彦	眼 科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六
渡辺 茂	リハビリテーション科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六
木内 誠	総合外科	宮城県立がんセンター	一 名取市愛島塩手字野田山四十七
大黒 祥光	泌尿器科	多賀城腎・泌尿器クリニック	多賀城市桜木一丁目一・二十
西村 真実	脳神経外科	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目一・五
矢作 浩一	循環器科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十

○宮城県告示第五百八十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十三年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地

昆 博之	脳神経外科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四
玉井 洋	眼 科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四
冲永 壯治	呼吸器科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四
多田 麻子	眼 科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六
西野 晶子	脳神経外科	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目一・五

○宮城県告示第五百八十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十三年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
安土 考史	内 科	医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院	石巻市広濶字焼巻二	医療法人社団泉翔会介護老人保健施設藤の里	栗原市瀬峰新田沢十二・一
渡邊 浩崇	リハビリテーション科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四・一
上野 誠司	泌尿器科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四

○宮城県告示第五百九十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百三十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地	変更年月日

〇四一〇二〇〇三三三	医療法人社団健育会	変更前	医療法人社団健育会ひまわり在宅ケアステーション	平成二十三年七月一日
〇四一〇二〇〇一六六	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	変更前	石巻市門脇町一丁目三番二十二号東郷会館内	平成二十三年七月一日
		変更後	医療法人社団健育会ひまわり在宅ケアステーション	平成二十三年七月一日
		変更後	石巻市開成一番三十五石巻ネットサンス館内	平成二十三年七月一日
		変更前	石巻市社協ホームヘルパーステーション雄勝	平成二十三年七月一日
		変更後	石巻市社協ホームヘルパーステーション雄勝	平成二十三年七月一日
		変更後	石巻市雄勝町雄勝字上雄勝百五十三	平成二十三年七月一日
		変更後	石巻市協ホームヘルパーステーション雄勝	平成二十三年七月一日
		変更後	石巻市雄勝町小島字和田百二十三	平成二十三年七月一日

○宮城県告示第五百九十一号  
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。  
 平成二十三年八月十九日

一 組合の名称

石巻市南境土地区画整理組合

二 事務所の所在地

石巻市南境字鶴巻三十三番地一

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

松川 源 吉 石巻市南境字竹下九十八番地

○宮城県告示第五百九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館特別展「フェルメールからのラブレター展」に係る観覧料の徴収事務を平成二十三年八月一日次のとおり委託した。

平成二十三年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号

株式会社河北新報社

仙台市青葉区上杉五丁目八番三十三号

株式会社仙台放送

仙台市泉区八乙女四丁目二番地の二

みやぎ生活協同組合

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

地方職員共済組合宮城県支部

二 委託期間

平成二十三年八月十日から平成二十三年十月二十六日まで

○宮城県告示第五百九十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館特別展「フェルメールからのラブレター展」に係る観覧料の徴収事務を平成二十三年八月四日次のとおり委託した。  
 平成二十三年八月十九日

一 委託の相手方

仙台市青葉区五橋一丁目一番一号

東日本旅客鉄道株式会社仙台支社

二 委託期間

平成二十三年八月十日から平成二十三年十二月十二日まで

○宮城県告示第五百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙台東土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。  
 平成二十三年八月十九日

就任した者

宮城県仙台地方振興事務所  
 所長 本 木 隆

宮城県知事 村 井 嘉 浩

就任年月日	氏 名	住 所	役職名

平成二十三年七月二十八日 佐藤 善一  
 仙台市若林区荒浜字南丁五十八番地  
 理事

○宮城県告示第五百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、石巻市北方土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年八月十九日

宮城県東部地方振興事務所

所長 戸村 俊幸

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十三年七月二十日	鈴木 博	石巻市桃生町神取字屋敷二十九番地	理事
平成二十三年七月二十日	佐々木 正利	石巻市桃生町城内字西領三十三番地	理事
平成二十三年七月二十日	佐々木 忠義	石巻市桃生町太田字峯畑三十五番地	理事
平成二十三年七月二十日	佐藤 末男	石巻市飯野字大吉野入十四番地	理事
平成二十三年七月二十日	三浦 尊徳	石巻市三輪田字竹ノ迫六番地	理事
平成二十三年七月二十日	三浦 寛一	石巻市飯野字寒風沢内田十二番地	理事
平成二十三年七月二十日	武山 学	石巻市小船越字舟形六十二番地	理事
平成二十三年七月二十日	佐藤 泰司	石巻市桃生町永井字新山三番地	理事
平成二十三年七月二十日	星 茂	石巻市小船越字大縄場百二十九番地	理事
平成二十三年七月二十日	千葉 勲	石巻市小船越字堤下百九番地一	理事
平成二十三年七月二十日	千葉 晋作	石巻市桃生町新田字西町四十三番地	理事
平成二十三年七月二十日	吉田 勝一	石巻市桃生町中津山字町三十七番地	理事
平成二十三年七月二十日	遠藤 明彦	石巻市桃生町高須賀字内畑七十七番地	理事

二 退任した者

平成二十三年七月二十日	白石 雄治	石巻市桃生町倉埜字人家七番地	理事
平成二十三年七月二十日	高橋 恵	石巻市桃生町太田字金山下三十七番地	理事
平成二十三年七月二十日	千葉 正	石巻市大森字大平九十九番地	理事
平成二十三年七月二十日	石 稔	石巻市飯野字中山六十一番地	監事
平成二十三年七月二十日	菅野 和美	石巻市桃生町永井字観音下六十九番地一	監事
平成二十三年七月二十日	高橋 啓志	石巻市桃生町給人町東町七十一番地	監事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十三年七月十九日	鈴木 博	石巻市桃生町神取字屋敷二十九番地	理事
平成二十三年七月十九日	佐々木 忠義	石巻市桃生町太田字峯畑三十五番地	理事
平成二十三年七月十九日	佐藤 末男	石巻市飯野字大吉野入十四番地	理事
平成二十三年七月十九日	三浦 尊徳	石巻市三輪田字竹ノ迫六番地	理事
平成二十三年七月十九日	佐藤 泰司	石巻市桃生町永井字新山三番地	理事
平成二十三年七月十九日	千葉 勲	石巻市小船越字堤下百九番地二	理事
平成二十三年七月十九日	千葉 晋作	石巻市桃生町新田字西町四十三番地	理事
平成二十三年七月十九日	白石 雄治	石巻市桃生町倉埜字人家七番地	理事
平成二十三年七月十九日	石 稔	石巻市飯野字中山六十一番地	理事
平成二十三年七月十九日	渋谷 勝夫	石巻市大森字日影百五十八番地	理事
平成二十三年七月十九日	三浦 勝	石巻市小船越字山畑二百七十番地	理事
平成二十三年七月十九日	金子 正勝	石巻市桃生町高須賀字下畑三十八番地一	理事

平成二十三年七月十九日	伊藤 良一	石巻市小船越字大縄場百四十四番地一	理事
平成二十三年七月十九日	佐々木 亨	石巻市桃生町寺崎字松木畑五十七番地五	理事
平成二十三年七月十九日	千葉 倫	石巻市桃生町樫崎字山田二百三十四番地一	理事
平成二十三年七月十九日	佐々木 勝志	石巻市桃生町中津山字町二十五番地	理事
平成二十三年七月十九日	千葉 俊之	石巻市小船越字後五十二番地一	理事
平成二十三年七月十九日	岩倉 基一	石巻市桃生町給人町字東町八十六番地	理事
平成二十三年七月十九日	阿部 勝典	登米市津山町柳井字宮前四十一番地	理事

公 告

○個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号。以下「条例」といふ。）第六十二条の規定により、平成二十二年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十三年八月十九日

宮城県 保健医療課 課長 井 藤 規

- 1 個人情報取扱事務の登録件数 1,091件
- 2 個人情報の開示請求の件数及び処理状況  
条例第16条第1項の規定による開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処 理 状 況					
	開 示	部分開示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他
414	219	182	0	0	7	6
						処理中
						0

（注）「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

- 3 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況  
実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

区 分	件 数	処 理 状 況

実施機関名	開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他
知 事	21	6	13	0	0	2
公 館 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	284	144	133	0	0	4
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	6	6	0	0	0	0
公 安 委 員 会	2	1	1	0	0	0
警 察 本 部 長	40	2	34	0	0	1
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
労 働 委 員 会	1	0	1	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
こ じ も 病 院	0	0	0	0	0	0
宮 城 大 学	60	60	0	0	0	0
合 計	414	219	182	0	0	7

（注）「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

- 4 開示請求の決定に対する不服申立ての状況  
条例第21条第1項の規定による開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

	前年度からの継続分	今年度の不服申立て	処 理 状 況					取下げ	審理中
			計	決 定 ( 裁 決 )			却下		
				却下	棄却	一部認可		認可	
異議申立て	2	3	5	0	0	2	0	0	3
審査請求	1	0	1	0	1	0	0	0	0
計	3	3	6	0	1	2	0	0	3

(2) 件名及び処理状況

イ 宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処理状況
平成20年11月12日	平成○年○月○日○頃に発生した請求者の事故の写真及び図に記載された請求者の個人情報に対する不存在決定等に対する審査請求	棄 却
平成21年 4月 7日	○審査会での請求者に関する話し合いの全内容及び○が提出した本人に関する報告書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	一部 認 容
平成21年 5月27日	平成○年○月○日付け○の認定について及び平成○年○月○日付け平成○年度第○回○審査委員資料に記載された個人情報部分開示決定に対する異議申立て	一部 認 容
平成21年12月25日	平成○年○月○日付け○の所見及び平成○年○月○日付け○の所見に記載された個人情報部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成23年 2月14日	平成○年（○）第○号事案に係る関係資料に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中

- 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 0 件
- 5 口頭による開示請求の件数 38,083件
- 6 訂正請求の件数及びその処理状況 0 件
- 7 訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0 件

8 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況

苦情申出年月日	件 名	処理状況
平成22年 8月 2日	実施機関が保有する個人情報の取扱いについて	実施機関より文書で回答
平成22年 9月 8日	実施機関が保有する個人情報の取扱いについて	実施機関へ伝達
平成22年 9月15日	実施機関が保有する個人情報の取扱いについて	実施機関より口頭で回答
平成22年11月 2日	実施機関が保有する個人情報の取扱いについて	実施機関より口頭で回答

9 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況 0 件

○ 豊後公立大学（〒761-1101 豊後公立大学）から「データ」に関する問い合わせ  
 〒761-1101 豊後公立大学 豊後公立大学の問い合わせ  
 〒761-1101 豊後公立大学

- 1 行政文書の開示請求の件数及び処理状況  
 条例第4条の規定による行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処 理 状 況				その他	処理中
	開 示	部分開示	非開示	存否応答拒否		
999	418	230	3	4	56	288
						0

- （注）「その他」とは、取下げ又は却下をいう。
- 2 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況  
 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

区分	受付数	処理状況					
		開示	不開示	非開示	存否応答拒否	不存	その他
実施機関名							
知事	873	390	183	3	3	22	272
公営企業管理者	2	0	0	0	0	0	2
病院事業管理者	3	2	1	0	0	0	0
教育委員会	32	7	11	0	0	7	7
選挙管理委員会	22	3	16	0	0	2	1
人事委員会	3	1	1	0	0	0	1
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	56	11	16	0	1	23	5
労働委員会	2	1	1	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
住宅供給公社	1	1	0	0	0	0	0
道路公社	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	1	0	1	0	0	0	0
こども病院	2	0	0	0	0	2	0
宮城大	2	2	0	0	0	0	0

合計	計	999	418	230	3	4	56	288
----	---	-----	-----	-----	---	---	----	-----

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 不服申立ての状況  
 条例第6条第1項の規定による開示決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条又は第6条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

区分	前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処理状況				
				却下	棄却	一部認容	取下げ	
異議申立て	0	3	3	1	0	0	0	2
審査請求	0	2	2	0	0	0	0	2
計	0	5	5	1	0	0	0	4

(2) 件名及び処理状況

1 宮城県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問されたもの

不服申立て年月日	件名	処理状況
平成22年7月21日	老人福祉施設等補助金関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成22年9月9日	宗教法人関係文書に係る行政文書の存否を明らかにしない決定に対する異議申立て	審理中
平成22年9月13日	交差点改良意見聴取関係文書に係る行政文書不存決定に対する審査請求2件の審査請求を1事案として取り扱うもの	審理中

口 審査会に諮問されなかったもの(取り下げられたものを除く。)

不服申立て年月日	件名	処理状況

平成22年10月7日 北上川田尻牛地区改修事業関係文書に係る行政文書不存決定に対する異議申立て 告 下

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

平成二十三年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生（男子及び女子）

二 募集期間

1 男子 平成二十三年八月一日（月）から同年九月二日（金）まで

2 女子 平成二十三年八月一日（月）から同年九月九日（金）まで

三 試験期日

1 男子 平成二十三年九月二十日（火）、同月二十一日（水）、同月二十四日（土）、同月二十五日（日）又は同月二十六日（月）のうちいずれか一日

2 女子 平成二十三年九月二十八日（水）

四 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

五 試験場の位置及び名称

多賀城市丸山二丁目一番一号 陸上自衛隊多賀城駐屯地

黒川郡大和町吉岡字古館二十五番地の一 大和町民研修センター

仙台市宮城野区南目館一番一号 陸上自衛隊仙台駐屯地

柴田郡柴田町大字船岡字大沼端一番一号 陸上自衛隊船岡駐屯地

○障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十三年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
仙台調剤薬局古川店	大崎市古川駅東三・四・二十二	平成二十三年八月一日
ヨネキ薬局市立病院前店	大崎市古川千手寺町一・七・二十四	平成二十三年八月一日
もみじヶ丘薬局	黒川郡大和町もみじヶ丘一・九・六	平成二十三年八月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県古川高等学校仮設校舎賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び設計図書による。

3 履行期間 平成二十四年四月二日から平成二十五年十二月二十七日まで

4 履行場所 宮城県古川高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。



6 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十三年九月二十日（火）午後五時十五分までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁施設整備課県立施設班（担当 森 智広 電話〇二二・二二一・三三三五）

2 入札説明書及び設計図書の交付期限

平成二十三年九月二十八日（水）午後五時十五分まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年九月二十日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十三年九月二十九日（木）午後五時十五分まで

(二) 郵送により提出する場合は、平成二十三年九月二十九日（木）午後五時十五分までに、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて1の場所に到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(三) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる理由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所 平成二十三年九月三十日（金）午前十時三十分 宮城県庁舎十六階教育庁会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者  
2 当該調達案件に係る入札説明書及び設計図書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九

十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十一号）第二条並びに財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した賃貸借を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 申請書の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

8 詳細は入札説明書による。

六 概要  
Summary  
1 Items/Service required: Lease (including dismantling) of a temporary school building for Miyagi Prefectural Furukawa Senior High School (one set)

2 Duration of Contract: April 2, 2012 to December 27, 2013

3 Location: Miyagi Prefectural Furukawa Senior High School (Osaki City, Miyagi Prefecture)

4 Bid Deadline: 5:15 p.m., September 29, 2011

5 Contact Person: Tomohiro Mori, Prefecture Administrative Section, Facilities Management Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai 980-8423 Japan, Tel: 022-211-3353 (Japanese only)

人事委員会規則十一・二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月十九日

人事委員会

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則十一・二・五十五  
人事委員会規則十一・二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一栗原市の項中

（本庁共通）  
部長 会計管理者 次長  
課長 室長 副参事  
（総務課関係）  
課長補佐 総務係長 秘書  
係長  
（財政課関係）  
課長補佐 財政係長  
人事課関係  
課長補佐 人事給与係長  
厚生係長  
（行政管理局関係）  
課長補佐 行政管理係長

（本庁共通）  
部長 会計管理者 次長  
課長 室長 副参事 技術  
副参事  
（総務課関係）  
課長補佐 総務係長 秘書  
係長  
（財政課関係）  
課長補佐 財政係長  
人事課関係  
課長補佐 人事給与係長  
厚生係長  
（行政管理局関係）  
課長補佐 行政管理係長

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

○宮城県公報第二二八〇号（平成二十三年八月九日付け）中

ページ 段 行 正

ひな形 誤

— 下 八 ひな形

ひな型

○宮城県公報平成二十三年号外第五三号（平成二十三年五月十一日付け）中

ページ 段 行 正

誤

— 下 八 後ろか 女川浜字日蔭、宮ヶ崎字川尻

女川浜字日蔭